

## 魚沼地域がん診療連携協議会設置要綱

### (設置)

第1条 「がん診療連携拠点病院等の整備について」(令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知)に基づき、魚沼地域がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、魚沼医療圏の医療機関等間における、がんに関する連携体制の強化を図る。

### (協議事項)

第3条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に関する情報交換に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 相談支援に関すること。
- (4) 緩和ケアの運用に関すること。
- (5) がん治療における医科歯科連携に関すること。
- (6) その他協議会で必要と認める事項に関すること。

### (構成)

第4条 協議会は、次に掲げるものを委員とし、構成する。

- (1) 魚沼医療圏の病院の代表者
- (2) 魚沼医療圏の診療所の代表者
- (3) 魚沼医療圏の医療機関が所属する医師会の代表者
- (4) 魚沼医療圏の医療機関が所属する歯科医師会の代表者
- (5) 魚沼医療圏の薬剤師会の代表者

### (会長および副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院の病院長が指名する。
- (2) 副会長は、会長が指名する。
- (3) 会長は、協議会を招集し、議長を務める。
- (4) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(部会)

第6条 協議会には、部会を置くことができる。

(1) 部会長は、会長が指名する。

(2) 部会長は、部会を招集し、議長を務める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院内に置き、協議会の庶務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

(附則)

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。